

平成30年5月24日

株 主 各 位

大阪府堺市中区見野山158番地

株式会社 **ス・ピー・ワ・ール**

代表取締役社長 平 野 量 夫

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年6月7日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月8日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第58期（平成29年3月16日から平成30年3月15日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第58期（平成29年3月16日から平成30年3月15日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第9号議案 株式併合の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項について、修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.supertool.co.jp/>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

〔添付書類〕

第58期 事業報告

(平成29年3月16日から
平成30年3月15日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善等を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、海外では米国の新政権の政策や欧州の政治情勢による不確実性、北朝鮮や中東などの地政学的リスクの不安感から経済の先行きは、依然として不透明な経済状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、金属製品事業について、既存製品との差別化を図った高付加価値製品の開発、取引先向けの研修会や効果的な販売企画を実施するなど、積極的に販売の拡大に努めるとともに、省人・省力化など生産工程の見直しによる効率的な生産体制の構築や、最適な事業体制を目指した組織改革などを推し進め、収益の安定化に取り組んでまいりました。また、メンテナンス体制の強化や、製品の機能を体感していただける展示室をリニューアルオープンするなど、さらなる顧客サービスの向上に取り組んでまいりました。

環境関連事業については、再生可能エネルギーの制度改正後、国内市場において、縮小傾向が続く中、設置コストや運用面で有利な案件に注力してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比16.8%減の6,730百万円（前連結会計年度は、8,086百万円）となりました。また利益面につきましては、原材料や商品の仕入価格の上昇等による影響を受けましたが、販売体制の強化による売上高の増加と効率的な生産体制の推進及びコスト削減に努めた結果、営業利益は前連結会計年度比4.3%減の753百万円（前連結会計年度は、787百万円）、経常利益は前連結会計年度比6.3%減の658百万円（前連結会計年度は、702百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比11.8%減の409百万円（前連結会計年度は、463百万円）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

〔金属製品事業〕

作業工具では、国内販売において、防災・減災対策や老朽インフラの更新などに伴う需要が高まる中、リニューアルした展示場での実演や、全国各地での展示会などにおけるプロモーション活動により販売の拡大を促進し、配管工具類や治工具類などの設備投資に伴う関連製品が堅調に推移しました。

産業機器では、市場ニーズを的確に捉えた販売企画により、安全性と作業性を兼ね備えた吊クランプ類や、荷役作業において機動性に優れたクレーン類の売上が順調に推移いたしました。海外市場では、顧客ごとの多様なニーズに応えるなど幅広い営業活動により販路の拡大に努め、需要回復傾向の見られるアジア新興国や当社の主要市場である韓国では堅調に推移いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比4.8%増の5,355百万円(前連結会計年度は、5,108百万円)、セグメント利益は前連結会計年度比3.7%増の1,112百万円(前連結会計年度は、1,071百万円)となりました。

〔環境関連事業〕

制度改正による厳しい事業環境や太陽光発電の事業適地が減少傾向にある中、設置コスト、運用面においてメリットの多い水上設置型などのニーズに応じた設計、施工提案に注力するとともに、海外大手パワーコンディショナーメーカーとの取引を開始することにより太陽光関連部材の品揃え充実を図ってまいりました。また、売電部門では、大阪府河南町及び柏原市に設置した3ヵ所の発電所が順調に稼働しており、収益の安定化に寄与しております。

これらの結果、当事業の売上高は前連結会計年度比53.8%減の1,374百万円(前連結会計年度は、2,977百万円)、セグメント利益は前連結会計年度比46.1%減の47百万円(前連結会計年度は、88百万円)となりました。

事業別売上高は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

事業	第 57 期 (前連結会計年度)		第 58 期 (当連結会計年度)	
	金額	構成比	金額	構成比
金属製品事業	5,108	63.2%	5,355	79.6%
環境関連事業	2,977	36.8	1,374	20.4
消 去	—	—	—	—
合 計	8,086	100.0	6,730	100.0

② 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、主に金属製品事業に係る電気設備の更新投資であり生産能力に重大な影響を与えるものではありません。

なお、設備投資資金は、すべて自己資金で賄っております。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

２．財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (平成27年 3 月期)	第 56 期 (平成28年 3 月期)	第 57 期 (平成29年 3 月期)	第 58 期 (当連結会計年度 (平成30年 3 月期)
売 上 高(百万円)	8,639	10,830	8,086	6,730
経 常 利 益(百万円)	742	824	702	658
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	457	534	463	409
1株当たり当期純利益 (円)	43.97	51.46	44.63	39.35
総 資 産(百万円)	11,530	11,447	12,038	11,391
純 資 産(百万円)	7,372	7,808	8,199	8,409
1株当たり純資産額 (円)	709.00	751.05	788.71	809.06

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 (平成27年 3 月期)	第 56 期 (平成28年 3 月期)	第 57 期 (平成29年 3 月期)	第 58 期 (当事業年度) (平成30年 3 月期)
売 上 高(百万円)	5,116	5,243	5,255	5,503
経 常 利 益(百万円)	665	706	681	671
当 期 純 利 益(百万円)	411	458	451	441
1株当たり当期純利益 (円)	39.62	44.07	43.39	42.46
総 資 産(百万円)	10,577	10,965	11,146	11,020
純 資 産(百万円)	7,138	7,512	7,878	8,123
1株当たり純資産額 (円)	686.59	722.59	757.82	781.55

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均株式数及び期末発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社スーパーツールECO	99百万円	100.0%	太陽光パネル等の仕入、販売及び施工

4. 対処すべき課題

当社グループは、お客様第一に顧客満足度を高める方針のもと、さまざまな事業環境に対応し、ユーザー視点で製品の高付加価値化に取り組み、また、省力化により、生産性を向上させるとともに中長期的に原価低減活動を行い、より安全で作業効率性の高い製品開発に傾注し、企業価値の向上に努力してまいります。

主要事業である金属製品事業につきましては、国内市場では、デジタル化が進む産業界や、より多様化する顧客ニーズに沿った魅力的な製品の企画開発力を強化するとともに、新規販路の開拓や製造コストの低減努力を継続して、収益基盤の強化を進めてまいります。また、再開発による都市機能の変化に対応して、需要に応じた製品を投入するため、技術開発力の向上と更なる迅速な供給体制の強化に取り組んでまいります。海外市場においては、欧米の政策動向や、アジア新興国経済の動向による不確実性の影響により、先行き不透明な状態が続くと見られますが、韓国を含めたアジア諸国、資源国、経済新興国の再成長に伴って、日本製品の優位性の訴求及び販売施策により、製品の拡販と新規取引先の獲得に向け取り組んでまいります。

環境関連事業につきましては、大阪府河南町及び柏原市に設置した3ヵ所の発電所は順調に稼働しており、収益の安定化に寄与しておりますが、環境関連事業を取り巻く環境は、厳しさを増しております。今後も、水上設置型などの案件を軸に、経済性メリットの高い自家消費型の提案にも注力するとともに、より筋肉質な事業体制を目指し取り組んでまいります。この環境関連事業に加え、当社グループのさらなる発展のための新規事業にも取組む方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（平成30年3月15日現在）

事業区分	主要な製品・事業
金属製品事業	<レンチ、スパナ、プライヤ類> ラチェットレンチ、ギアレンチ、モンキレンチ、ラチェットモンキー、トグルクランプ、L型クランプ、デジタルトルクレンチ、メカニカルトルクレンチなど <配管工具類> スーパートング、パイプレンチ、チューブカッター、油圧式パイプベンダー、フレアリングツール、モーターレンチなど <プーラ類> ギヤプーラ、ベアリングプーラ、セパレータ、スライドプーラ、油圧プーラ、ギヤプーラオートグリップ型など <治工具類> 治具ブロック、精密バイス、真空チャック、クランピングツール、切削式・転造式ローレットホルダーなど <吊クランプ類> 鉄鋼用各種クランプ、コンクリート2次製品用各種クランプ、ハウジング用各種クランプなど <クレーン類> ジブクレーン、アームスライド式クレーン、門型クレーン、マルチクレーン、特殊クレーンなど <マグネット類> サニタリー用各種マグネットバーなど
環境関連事業	太陽電池モジュール・周辺機材の販売及び施工、売電事業

6. 主要な営業所及び工場（平成30年3月15日現在）

当 社	本 社 ・ 工 場	大阪（堺市）
	支 店	大阪（堺市）、東京、名古屋
	営 業 所	札幌、仙台、新潟、北関東、広島、福岡
	物 流 セ ン タ ー	埼玉
株式会社スーパーツールECO	本 社 ・ 支 店	本社（堺市）、東日本支店（東京）

7. 使用人の状況（平成30年3月15日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
104名	4名減

（注）1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数には契約社員34名及びパートタイマーの期中平均人員39名を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
101名	3名減	41.6歳	16.2年

（注）1. 使用人数は就業員数であります。

2. 使用人数には契約社員33名及びパートタイマーの期中平均人員39名を含んでおりません。

8. 主要な借入先及び借入額（平成30年3月15日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	457百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	242
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	68
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	20

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成30年3月15日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,405,480株（自己株式10,750株を含む。）
- (3) 株主数 2,963名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
竈利英	227千株	2.18%
竈圭人	190	1.82
吉川明	178	1.71
株式会社SBI証券	172	1.65
株式会社池田泉州銀行	170	1.63
濱中ナット販売株式会社	150	1.44
西村香奈枝	138	1.32
加藤玲奈	133	1.28
スーパーツール従業員持株会	119	1.15
篠畑雅光	114	1.09

（注） 持株比率は、自己株式（10,750株）を控除して算出しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月15日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	平 野 量 夫	
専 務 取 締 役	木 村 章	
取 締 役	中 村 滋	
取 締 役	川 瀬 雅 照	
監 査 役 (常 勤 監 査 役)	篠 畑 雅 光	
監 査 役	松 本 司	弁護士事務所代表社員
監 査 役	田 中 豪	公認会計士事務所所長

- (注) 1. 監査役松本 司、田中 豪の両氏は社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役松本 司氏は弁護士及び弁理士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役田中 豪氏は公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- 平成29年6月9日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって、吉川 明氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該定款に基づき、当社は社外監査役の全員と責任限定契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取 締 役 （うち社外取締役）	5 (-)	95 (-)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (2)	18 (6)
合 計 （うち社外役員）	8 (2)	114 (6)

- (注) 1. 平成19年6月7日開催の第47回定時株主総会において取締役の報酬を年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、また、平成20年6月10日開催の第48回定時株主総会において監査役の報酬を年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 平成29年6月9日開催の第57回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に對し支払った役員退職功労金は以下のとおりであります。
- ・取締役1名に對し35百万円

4. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役 松 本 司	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また当事業年度の監査役会14回の全てに出席し、主として弁護士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。
社外監査役 田 中 豪	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に出席し、また当事業年度の監査役会14回の全てに出席し、主として公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。

- (注) 当社は従来、社外取締役の選任を行っていませんでしたが、当社の経営への監督を強化するための社外取締役の選任の有効性に関する近時の論を踏まえ、本年の定時株主総会において社外取締役の選任議案を上程しております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は法令及び定款を遵守し、企業理念及び行動規範に基づいた行動をとるべく、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人がそれぞれの立場で自らが主体的に法令及び定款を遵守して業務の遂行にあたります。
- (2) コンプライアンス体制の構築、維持、整備並びに財務リスク、業務リスク等の総括的な管理を目的とした「コンプライアンス・リスク委員会」を設けそのなかで、コンプライアンス、行動規範等の規定の整備並びに研修等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- (3) コンプライアンス違反が行われた場合や行われようとしている行為を取締役及び使用人等が発見した場合には、すみやかに取締役会及び監査役会に報告される体制をとり、未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会その他重要な会議の意思決定に係わる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁に係わる情報の取り扱いについて、「文書管理規程」等社内規程に従って保存・管理を徹底し、情報セキュリティの確保を図ります。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全般を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、環境、災害、品質、情報セキュリティ等財務リスク、業務リスク等の危機管理を総括的に管理します。
- (2) 経営に重大な影響を与える事象が発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度により、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任を明確化します。

- (2) 取締役会は、年度計画及び中期経営計画を策定するとともに、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行います。
- (3) 取締役は、業務執行について取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。
- (4) 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の運営については担当部署を定め、「関係会社管理規程」に従い、事業活動上の重要な事項について報告を求めるとともに、必要に応じてあらかじめ協議を行い、当社の承認を得る体制としております。
- (2) 適正かつ円滑な連結会計処理を行うため、子会社には月次会計報告を求めるとともに、適宜、情報交換を行うこととしております。
- (3) 当社は子会社の業務の適正を確保するため、適宜、内部監査を実施する体制としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、管理部門の従業員が必要に応じて監査役を補助することとします。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。
- (2) 監査役より監査役を補助することを受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けないこととします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規則」の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

- (1) 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況

- (2) 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- (3) 月の経営状況として重要な事項
- (4) 業績及び業績見込等重要な開示書類の内容
- (5) 重大な法令違反・定款違反
- (6) その他コンプライアンス上重要な事項

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、各業務担当取締役・執行役員に対し、監査上の重要項目についての意見交換を図るための会合の開催を要請できることとします。
- (2) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、経営及び業務執行に関わる意思決定機関としての取締役会を当事業年度において18回開催し、法令や定款等に定められた事項、経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、子会社の月次報告の業績について分析と評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議しております。
- (2) 監査役は、当事業年度において監査役会を14回開催し、監査計画に基づいた監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等重要な会議への出席、会計監査人との情報交換により、取締役の職務執行の監査を行っております。
- (3) リスク管理を行う横断的な組織としてコンプライアンス・リスク委員会を設置しており、社内外における情報を収集し、多様な観点からリスクの特定、分析、評価を行いました。
- (4) 内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社及び当社の子会社の内部監査、決算財務統制の整備及び運用状況の評価を実施し、それぞれの検証評価結果を内部監査報告書として取締役会に対し報告を行っております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、法令及び企業倫理の遵守を経営の根幹とし、「コンプライアンス規程」に定め、反社会的勢力との関係遮断についても同規程に明記するとともに、反社会的勢力との関係遮断のための管理体制を以下のとおり整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当請求防止責任者の設置状況

総務部に、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する体制としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警察が主催する連絡会等に参加するなど、平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署の総務部において、有識者や警察等と連携することにより、反社会的勢力に関する最新情報を共有するとともに、かかる情報を社内への注意喚起等に活用しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力排除のための対応マニュアルを整備し、対応マニュアルに沿った組織的な対応の徹底を図っております。

(5) 研修活動の状況

外部の専門機関による情報収集、教育・研修に積極的に参加し、反社会的勢力による被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項として認識しており、株主構成等を総合的に判断して防衛策の導入を検討することとしております。現時点におきましては、現状の株主構成等を総合的に判断して防衛策は導入しておりません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

また、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成30年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,363,718	流 動 負 債	1,066,183
現 金 及 び 預 金	2,621,523	支払手形及び買掛金	353,298
受取手形及び売掛金	754,624	1年内返済予定の長期借入金	236,818
商 品 及 び 製 品	1,063,720	未 払 金	282,664
仕 掛 品	607,448	未 払 法 人 税 等	100,743
原材料及び貯蔵品	238,371	賞 与 引 当 金	57,376
前 渡 金	39,067	そ の 他	35,283
繰 延 税 金 資 産	11,158	固 定 負 債	1,914,926
そ の 他	27,803	長 期 借 入 金	596,223
固 定 資 産	6,027,390	再評価に係る繰延税金負債	1,022,632
有 形 固 定 資 産	5,570,279	繰 延 税 金 負 債	123,335
建 物 及 び 構 築 物	527,107	退職給付に係る負債	172,735
機械装置及び運搬具	916,041	負 債 合 計	2,981,109
土 地	4,088,246	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	2,705	株 主 資 本	5,952,479
そ の 他	36,178	資 本 金	1,898,643
無 形 固 定 資 産	10,183	資 本 剰 余 金	836,249
投資その他の資産	446,928	利 益 剰 余 金	3,220,777
投 資 有 価 証 券	386,865	自 己 株 式	△3,190
繰 延 税 金 資 産	15,663	その他の包括利益累計額	2,457,519
そ の 他	44,399	その他有価証券評価差額金	149,648
資 産 合 計	11,391,108	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△9,229
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,317,100
		純 資 産 合 計	8,409,999
		負債及び純資産合計	11,391,108

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年 3 月16日から
平成30年 3 月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,730,377
売 上 原 価		4,623,760
売 上 総 利 益		2,106,616
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,353,312
営 業 利 益		753,304
営 業 外 収 益		12,025
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,883	
そ の 他	4,142	
営 業 外 費 用		107,107
支 払 利 息	6,971	
売 上 割 引	99,804	
そ の 他	331	
経 常 利 益		658,222
特 別 利 益		65
固 定 資 産 売 却 益	65	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	12,938	
役 員 退 職 功 労 金	35,000	47,938
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		610,349
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		220,363
法 人 税 等 調 整 額		△19,023
当 期 純 利 益		409,010
親会社株主に帰属する当期純利益		409,010

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年3月16日から)
(平成30年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,898,643	836,249	2,998,881	△2,742	5,731,032
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△187,114	－	△187,114
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	409,010	－	409,010
自己株式の取得	－	－	－	△447	△447
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	221,895	△447	221,447
当 期 末 残 高	1,898,643	836,249	3,220,777	△3,190	5,952,479

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	140,431	10,638	2,317,100	2,468,170	8,199,202
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△187,114
親会社株主に帰属 する当期純利益	－	－	－	－	409,010
自己株式の取得	－	－	－	－	△447
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	9,217	△19,868	－	△10,650	△10,650
当 期 変 動 額 合 計	9,217	△19,868	－	△10,650	210,796
当 期 末 残 高	149,648	△9,229	2,317,100	2,457,519	8,409,999

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社スーパーツールＥＣＯ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 5年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

I. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

II. ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

III. ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

IV. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

V. その他

リスク管理の運営担当部署は当社経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、当社取締役会の報告又は承認を必要としております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	242,474千円
機械装置及び運搬具	189,751
土地	4,088,201
計	4,520,427

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	111,800千円
長期借入金	150,895
計	262,695

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,153,806千円

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	7,089千円
機械装置及び運搬具	17,411
計	24,500

4. 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行い、再評価に係る税効果相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令に定める地価税法に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月15日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における

△2,932,109千円

時価と再評価後の帳簿価額との差額

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	10,405,480	—	—	10,405,480

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	9,719	1,031	—	10,750

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり の配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年6月9日 定 時 株 主 総 会	普通株式	93,561	9.00	平成29年3月15日	平成29年6月12日
平成29年10月16日 取 締 役 会	普通株式	93,552	9.00	平成29年9月15日	平成29年11月16日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月8日開催の定時株主総会において次の議案を付議しております。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	93,552	9.00	平成30年3月15日	平成30年6月11日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、事業計画により必要に応じて主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。リスクの高いデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は、最長で9年であります。

デリバティブ取引は、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジの有効性の評価方法等については、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 ① 重要なヘッジ会計の方法 IV. ヘッジ有効性評価の方法」をご参照下さい。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市場や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、四半期ごとに時価を把握しており、保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき当社経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月15日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照下さい。）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	2,621,523	2,621,523	—
(2) 受取手形及び売掛金	754,624	754,624	—
(3) 投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	333,779	333,779	—
資 産 計	3,709,927	3,709,927	—
(1) 支払手形及び買掛金	353,298	353,298	—
(2) 未 払 金	282,664	282,664	—
(3) 未 払 法 人 税 等	100,743	100,743	—
(4) 長 期 借 入 金 (※)	833,041	826,281	△6,759
負 債 計	1,569,746	1,562,987	△6,759
デリバティブ取引	13,349	13,349	—

（※） 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（後記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（前記「(4) 長期借入金」参照）。為替予約取引につきましては、金融機関から提示された時価情報を基に算出しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,226
非上場債権	49,860

上記の金融商品については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,621,523	—	—	—
受取手形及び売掛金	754,624	—	—	—
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期があるもの（債券）	50,000	—	—	—
合 計	3,426,148	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	236,818	173,023	130,700	75,000	60,000	157,500

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 809円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 39円35銭 |

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。当社の退職一時金の一部は、当社が加入している中小企業退職金共済制度から支給されます。なお、連結子会社は、退職給付制度を採用しておりません。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	165,963千円
退職給付費用	24,542
退職給付の支払額	△12,060
制度への拠出額	△5,710
退職給付に係る負債の期末残高	172,735

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	262,192千円
年金資産	△89,456
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	172,735
退職給付に係る負債	172,735千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	172,735

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	24,542千円
----------------	----------

(重要な後発事象)

(単元株式数の変更及び株式併合)

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成30年6月8日開催予定の第58回定時株主総会に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所（JASDAQ）に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の単元株式数（売買単位）を現行の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

(2) 変更の内容

平成30年9月16日をもって、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするため、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合

平成30年9月16日をもって、同年9月15日（実質上9月14日）の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有の株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年3月15日現在）	10,405,480株
株式併合により減少する株式数	8,324,384株
株式併合後の発行済株式総数	2,081,096株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じて算出した理論値です。

④併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当り純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値の変動はありません。

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、平成30年6月8日開催予定の第58回定時株主総会に、本制度に関する議案を付議することを決議いたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成19年6月7日開催の当社第47回定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び使用人兼務取締役の賞与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、監査等委員会設置会社への移行に伴う取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬額を設定すること並びに当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全

部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

貸 借 対 照 表

(平成30年3月15日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,928,476	流 動 負 債	993,028
現 金 及 び 預 金	2,305,276	支 払 手 形	196,769
受 取 手 形	165,949	買 掛 金	133,090
売 掛 金	573,543	1年内返済予定の長期借入金	203,494
製 品	1,013,746	未 払 金	269,220
仕 掛 品	598,267	未 払 費 用	12,411
原材料及び貯蔵品	238,371	未 払 法 人 税 等	100,533
前 渡 金	6,528	預 り 金	127
前 払 費 用	12,553	前 受 金	7,207
繰 延 税 金 資 産	11,158	前 受 収 益	76
短 期 貸 付 金	640	賞 与 引 当 金	56,000
そ の 他	2,440	そ の 他	14,098
固 定 資 産	6,092,295	固 定 負 債	1,903,790
有 形 固 定 資 産	5,611,536	長 期 借 入 金	585,087
建 物	513,668	再評価に係る繰延税金負債	1,022,632
構 築 物	13,439	退職給付引当金	172,735
機 械 及 び 装 置	938,289	繰 延 税 金 負 債	123,335
車 両 運 搬 具	19,296	負 債 合 計	2,896,819
工具、器具及び備品	35,891	純 資 産 の 部	
土 地	4,088,246	株 主 資 本	5,666,433
建 設 仮 勘 定	2,705	資 本 金	1,898,643
無 形 固 定 資 産	9,897	資 本 剰 余 金	836,249
ソ フ ト ウ ェ ア	5,344	資 本 準 備 金	725,266
電 話 加 入 権	4,553	その他資本剰余金	110,982
投資その他の資産	470,860	利 益 剰 余 金	2,934,731
投 資 有 価 証 券	386,865	利 益 準 備 金	75,921
関 係 会 社 株 式	40,756	その他利益剰余金	2,858,809
出 資 金	5,550	特別償却準備金	355,966
長 期 前 払 費 用	16,279	繰越利益剰余金	2,502,843
そ の 他	21,409	自 己 株 式	△3,190
資 産 合 計	11,020,772	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,457,519
		その他有価証券評価差額金	149,648
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△9,229
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,317,100
		純 資 産 合 計	8,123,952
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,020,772

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 3月16日から
平成30年 3月15日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,503,599
売 上 原 価		3,476,794
売 上 総 利 益		2,026,805
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,262,426
営 業 利 益		764,379
営 業 外 収 益		17,179
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,808	
そ の 他	9,370	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,514	
売 上 割 引	99,804	109,989
そ の 他	3,670	
経 常 利 益		671,568
特 別 利 益		65
固 定 資 産 売 却 益	65	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	12,938	
役 員 退 職 功 労 金	35,000	47,938
税 引 前 当 期 純 利 益		623,696
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		225,430
法 人 税 等 調 整 額		△43,092
当 期 純 利 益		441,357

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年3月16日から)
(平成30年3月15日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,898,643	725,266	110,982	836,249	75,921	455,083	2,149,482	2,680,487	△2,742	5,412,638
当 期 変 動 額										
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	△99,117	99,117	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△187,114	△187,114	—	△187,114
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	441,357	441,357	—	441,357
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△447	△447
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△99,117	353,360	254,243	△447	253,795
当 期 末 残 高	1,898,643	725,266	110,982	836,249	75,921	355,966	2,502,843	2,934,731	△3,190	5,666,433

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	140,431	7,956	2,317,100	2,465,487	7,878,125
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△187,114
当 期 純 利 益	—	—	—	—	441,357
自己株式の取得	—	—	—	—	△447
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,217	△17,186	—	△7,968	△7,968
当期変動額合計	9,217	△17,186	—	△7,968	245,827
当 期 末 残 高	149,648	△9,229	2,317,100	2,457,519	8,123,952

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

製品、仕掛品、原材料、貯蔵品……総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び太陽光発電事業で使用する機械装置並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～50年
----	--------

構築物	7年～45年
-----	--------

機械及び装置	10年～17年
--------	---------

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の残高に基づき計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段

為替予約及び金利スワップ

b. ヘッジ対象

外貨建債務及び借入金

③ ヘッジ方針

為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、財務上発生している金利リスクをヘッジし、リスク管理を効率的に行うためにデリバティブ（金利スワップ）取引を導入しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理の運営担当部署は経理部であり、社内稟議制度に基づく決裁のほか、取引導入時の目的・内容・取引相手・損失の限度額等により、必要に応じ、取締役会の報告又は承認を必要としております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	229,035千円
構築物	13,439
機械及び装置	189,751
土地	4,088,201
計	4,520,427

担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	111,800千円
長期借入金	150,895
計	262,695

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,161,823千円

3. 圧縮記帳

取得価額から控除した国庫補助金等の受け入れに伴う圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	7,089千円
機械及び装置	17,411
計	24,500

4. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、債務保証を行っております。

株式会社スーパーツールECO	44,460千円
----------------	----------

5. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	1,105千円
--------	---------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引以外の取引

5,944千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	9,719	1,031	—	10,750

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 千円

棚卸資産 18,294

未払金 6,110

未払事業税 7,062

賞与引当金 17,281

退職給付引当金 52,891

投資有価証券 1,634

関係会社株式評価損 11,281

繰延ヘッジ損益 4,119

その他 7,104

小計 125,780

評価性引当金 △14,314

繰延税金資産の合計 111,466

繰延税金負債 千円

特別償却準備金 △157,597

その他有価証券評価差額金 △66,045

繰延税金負債の合計 △223,642

繰延税金負債の純額 △112,176

2. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科 目	期末残高 （千円）
子 会 社	株式会社スーパー ツールE C O	所有 直接 100.0%	役員の兼任	債務保証 (注)	44,460	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注） 株式会社スーパーツールE C Oに対する債務保証については、銀行からの借入金等に対して債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。

（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 781円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 42円46銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 4月24日

株式会社スーパーツール

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 内 茂 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柳 承 煥 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スーパーツールの平成29年3月16日から平成30年3月15日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スーパーツール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年 4月24日

株式会社スーパーツール

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 内 茂 之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳 承 煥 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スーパーツールの平成29年3月16日から平成30年3月15日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月16日から平成30年3月15日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成30年4月25日

株 式 会 社 ス ー パ ー ツ ー ル 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 篠 畑 雅 光 ㊟

社 外 監 査 役 松 本 司 ㊟

社 外 監 査 役 田 中 豪 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、会社を取り巻く環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し内部留保にも意を用い、次のとおりとさせていただきたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

期末配当に関する事項

当事業年度の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額93,552,570円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月11日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、中間配当を含めた当事業年度の年間配当金は1株につき18円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、附則の新設等を行います。

- (2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設) (取締役の選任決議) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほかに次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>(3) 会計監査人</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任決議) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。 (新 設) (新 設) (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) 2. 補欠のため就任した取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。	2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. <u>当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. 補欠のため就任した<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設)	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議をもって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議をもって、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集) 第24条 (現行どおり) 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (取締役会の決議の省略) 第25条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等という」)は、株主総会の決議をもって定める。 第28条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) 第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u> (監査役の選任方法) 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等という」)は、株主総会の決議をもって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u> 第29条 (現行どおり) 第5章 監査等委員会 (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の任期) 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠のため就任した監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u> (常勤の監査役) 第32条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u> (監査役会の招集) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> (新 設) (監査役会規則) 第34条 <u>監査役会に関する事項について法令または定款に定めのない事項は監査役会の決議により定める監査役会規則による。</u>	(削 除) (常勤の監査等委員) 第30条 <u>監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> (監査等委員会規則) 第32条 <u>監査等委員会の運営について法令または定款に定めのない事項は監査等委員会の決議により定める監査等委員会規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。</u> (社外監査役の責任限定契約) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u> 第6章 計算 第37条～第40条 (条文省略) (新 設)	(削 除) (削 除) 第6章 計算 第33条～第36条 (現行どおり) 附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第58回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	ひらの かづ お 平 野 量 夫 (昭和42年1月11日生)	平成4年10月 中央新光監査法人入所 平成8年4月 公認会計士登録 平成17年1月 平野公認会計士事務所開設 平成17年2月 税理士登録 平成25年5月 当社入社 経理部長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員管理 本部長 平成27年6月 当社常務取締役管理本部長 平成28年6月 当社常務取締役管理本部長兼 社長室長 平成29年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	10,000株
2	きむら あきら 木 村 章 (昭和23年5月6日生)	昭和42年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役執行役員西部統括 部長兼大阪支店長 平成23年4月 当社取締役上席執行役員西部 統括部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部長 平成29年6月 当社専務取締役営業本部長 平成29年12月 当社専務取締役 現在に至る	18,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	てらし 高 規 赫 高 規 (昭和44年5月20日生)	平成12年4月 大阪弁護士会登録 平成15年6月 株式会社高速監査役 平成18年6月 同社取締役副社長 平成25年4月 同社取締役副会長 平成25年6月 同社代表取締役副会長 平成27年6月 同社代表取締役会長（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人関西法律特許事務所 弁護士 株式会社高速 代表取締役会長 京都大学法科大学院 特別教授	一株

- （注） 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赫 高規氏は、社外取締役候補者であります。
3. 赫 高規氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、弁護士として、企業法務にも精通しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 赫 高規氏が本議案において選任され就任した場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額といたします。
5. 当社は、赫 高規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かわむらのぶひろ 河村 信 広 (昭和33年9月7日生)	昭和57年4月 積水ハウス株式会社入社 昭和57年7月 企業広済会入社 平成3年1月 大末建設株式会社入社 平成12年8月 テクノワークス株式会社出向 平成19年4月 河村社会保険労務士事務所設立 現在に至る	一株
2	たなか つよし 田 中 豪 (昭和44年8月5日生)	平成7年10月 中央監査法人大阪事務所入所 平成12年4月 株式会社毎日放送入社 平成19年4月 田中公認会計士事務所開設 平成20年1月 税理士登録 平成27年6月 当社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 田中公認会計士事務所所長	一株
3	ふかぼり ともこ 深 堀 知 子 (昭和43年3月19日生)	平成8年4月 弁護士登録 平成17年4月 堺けやき法律事務所開設 現在に至る (重要な兼職の状況) 堺けやき法律事務所 弁護士	一株

- (注) 1. 各候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中 豪氏及び深堀 知子氏は社外取締役候補者であります。
3. 田中 豪氏は、公認会計士、税理士として培われた専門的な知識・経験を有し、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いす

るものです。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

4. 深堀 知子氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、高い独立性をもって公正中立な立場から客観的に監査等委員としての役割を果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものです。

5. 当社は、田中 豪氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としており、同氏の選任が承認された場合は、同氏との当該契約を締結する予定であります。

また、深堀 知子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

6. 当社は、田中 豪氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

また、深堀 知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
おお づば 洋 一 (昭和47年9月28日生)	平成9年6月 鍵山税理士事務所入所 平成18年11月 税理士法人関西合同事務所 (現 ウィル税理士法人) 入所 平成19年1月 税理士登録 平成24年4月 同事務所社員税理士 現在に至る	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大坪洋一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大坪洋一氏は、税理士としての専門的な知識と豊富な実務経験を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 大坪洋一氏が本議案において選任され就任した場合、当社は会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額といたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月7日開催の第47回定時株主総会において、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は4名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月7日開催の当社第47回定時株主総会において、年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び使用人兼務取締役の賞与は含まない。）としてご承認をいただいておりますが、本株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う第3号議案及び第4号議案をご承認いただきますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額150百万円以内（うち、社外取締役は年額20百万円以内。[ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び使用人兼務取締役の賞与は含まない。]）、当社の監査等委員である取締役の報酬額は年額50百万円以内となります。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定め に 服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は4名であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役1名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役

は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という。）当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取

得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

第9号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社は、東京証券取引所（JASDAQ）に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成30年4月25日開催の取締役会において、当社株式の単元株式数（売買単位）を現行の1,000株から100株に変更することといたしました。これにあたり、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするため、株式併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社の発行する普通株式について、5株を1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合が効力を生じる日

平成30年9月16日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

600万株

3. その他

その他の手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値の変動はありません。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成30年9月16日をもって、現行定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株と する。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>600</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とす る。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府堺市堺区戎島町4丁45番地1
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺
3階 「利休」
電話 072-224-1121

交 通 南海本線「堺駅」西口 徒歩3分
※堺駅西口からホテル・アゴーラ リージェンシー堺2階への
連絡通路があります。

